

一般社団法人 ACTO 亀戸 まちのリビング利用規約

まちのリビング利用規約(以下、「本規約」という。)は、一般社団法人ACTO 亀戸（以下、「当法人」という。）が東京都江東区亀戸 6 丁目及び周辺地域において、地域住民・企業・教育機関・地域活動団体等の多様な主体と連携しながら地域コミュニティ活動の拠点となる施設（「まちのリビング」、以下、「本施設」という。）の運営やコミュニティ活動を推進し、安全・安心に暮らし続けられ、次世代につながる魅力的な暮らしを創り・育てることを目的として、活動を実施するために必要な事項を定めたものであり、当法人の会員が本施設を利用する際は、当該目的を理解し、本規約を遵守しなくてはならない。

第 1 章 総則

（規約の適用）

第 1 条 本規約は、本施設を利用する当法人の会員（以下、「利用者」という。）に適用する。

2. 当法人は、運営上、第 3 条に規定する各スペースやサービス毎に、別途利用約款や利用上の注意等の諸規定を設けることがあることを会員は承諾する。なお、これらの諸規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約に加えて適用されるものとする。
3. 会員は、当法人所定の登録手続き実施をもって、本規約に同意したものとみなす。

（所在地）

第 2 条 本施設の所在地は、「東京都江東区亀戸 6 丁目 31-1 プラウドタワー亀戸クロス ゲートタワー427」とする。

（施設概要）

第 3 条 本施設は別紙 1 記載の別図の通りに区分され、それぞれのスペースは次の通りに利用される。

（1）ラウンジ

会員が日常的に利用できるスペース。占用利用（事前予約・別途利用料支払いの上、スペースを貸切ること。以下同様。）不可。

（2）アトリエ（会議室）A・B

1 部屋あたり最大 4 名まで利用可能な占用利用限定のスペース。

（3）キッズスペース

主に小学校 3 年生以下の子供及びその保護者である会員を対象としたスペース。占用利用不可。

（4）ダイニング&キッチン

キッチンを備えたダイニングスペース。占用利用（ダイニングのみも可）可能。

(5) ワーク&スタディスペース

オープンスペースと個室ブースを備えた自習用スペース。第8条に規定する登録・予約・別途利用料の支払いが必要。個室ブースは占用利用可能。

(インターネット環境の提供)

第4条 当法人は、本施設においてインターネット接続を可能とする環境（Wi-Fi等）を提供する。

2. 会員が当法人の提供するインターネット接続環境を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等について当法人は一切の責任を負わないものとする。
 - (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
 - (2) インターネット又はインターネット接続環境を通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット又はインターネット接続環境上のエラーや不具合
 - (4) インターネット又はインターネット接続環境の利用不能により生じた損害
 - (5) インターネット又はインターネット接続環境の利用による個人情報及び機密情報の漏えい
 - (6) インターネット又はインターネット接続環境の利用による外部からのサーバーやシステムへの不正アクセス及び改変
 - (7) その他前各号に関連するトラブル等
3. 当法人は、必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット接続を可能とする環境の提供を一時停止、休止または廃止することができるものとする。

第2章 施設利用細則

(利用可能時間)

- 第5条 本施設の利用可能時間は、別表2記載の通りとする。ただし当法人は、自然災害、その他社会情勢等に応じて、または任意の事情により事前の予告なしに本施設を短縮営業または休業とすることができるものとする。なお、利用可能時間の変更等があった場合、当法人が運営するウェブサイトにて公開するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が当法人運営事務局（以下、「事務局」という。）に事前に利用可能時間外の利用を申請し、事務局がこれを認めた場合はこの限りではない。

(利用対象)

- 第6条 本施設の利用対象者は、当法人の会員規約（以下、「会員規約」という。）第3条に定める一般会員とする。ただし、当法人が特別に認めた場合はこの限りではない。
2. 会員が自らの小学校入学前の子供に本施設を利用させる場合は、必ず成年である同伴者と一緒に利用させるものとする。

3. 会員は、アトリエ（会議室）A・B 及びダイニング&キッチン（以下、総称して「貸室」という。）を占有利用する場合、会員と共に利用することを条件に、会員以外の者（以下、「非会員」という。）も貸室を利用することができるものとする。ただし、会員が、占有利用した貸室以外の本施設はキッズスペースを除き、非会員が利用することはできない。また、この場合、会員は非会員に対して本規約内容を遵守させるものとし、非会員が本規約に反する行為を行った場合、会員が当該行為を行ったものとみなす。
4. ラウンジ及びキッズスペースの利用対象者は、会員規約第3条に定める一般会員のみとし、非会員は利用することができないものとする。但し第6条第3項に規定する占有利用時の会員同伴の非会員によるキッズスペース利用は除く。

（本施設への入退室）

第7条 本施設への入退室は、会員規約第7条に定める入退室カードを使用するものとする。なお、入退室カードの取扱いについては会員規約の定めに従う。

（貸室及びワーク&スタディスペースの利用料金）

第8条 貸室及びワーク&スタディスペースの利用料金は、別紙1記載の別表1に掲げる通りとする。

2. 利用料金は、原則、会員が当法人に入会申請をした際に登録したクレジットカードを用いて支払うものとする。ただし、当該方法による支払いが困難な別途当法人が認めた場合に限り、これと異なる方法で支払うことができる。
3. 貸室のキャンセル料については、下記の通りとする。
 - (1) 利用日の7日以前の場合、利用料金の0%
 - (2) 利用日の6日～1日前の場合、利用料金の50%
 - (3) 利用日当日の場合、利用料金の100%
4. ワーク&スタディスペースの一時利用の場合、予約のキャンセル料は発生しないものとする。ただしキャンセルする場合、会員は利用開始時間までに専用ウェブサイトより自らキャンセル手続きするものとし、キャンセル手続きを怠った場合、予約済みの時間については会員が利用したもののみなし、利用料金は返還しないものとする。
5. 消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が適用される日より、本規約において定める料金に係る消費税及び地方消費税を変更するものとする。
6. 利用料金の領収書発行を希望する場合は、事前に事務局にその旨を知らせるものとし、領収書は、原則、利用の翌月1日にクレジットカード決済の完了が確認された後、事務局の窓口にて発行するものとする。ただし、別途当法人が認めた場合に限り、これと異なる方法で発行することができるものとする。

（遅延損害金）

第9条 利用料金の支払いが遅延した場合、当法人は遅延した利用料金に年率4%の遅延損害金を加算した金額を会員に請求できるものとする。

(貸室の利用)

第10条 会員が貸室を占有利用する場合、当法人が運営する専用ウェブサイト（以下、「専用ウェブサイト」という。）より事前に予約するものとする。

2. 予約の申請は、利用希望日の2ヶ月前の月の1日から、利用希望の直前まで受け付けるものとする。施設利用にあたっては第13条に定める禁止行為を行わないこと、及び第14条に定める事項を遵守の上、貸室を利用するものとする。
3. 会員は、占有利用の予約時間を超過して使用してはならない。予約時間を超過して貸室を利用した場合、会員は、違約金として超過した時間に相当する料金の倍額を当法人が指定する決済方法にて別途支払うものとする。
4. 会員は、当法人の専用ウェブサイトに掲載する貸出用の備品を、専用ウェブサイトに掲載の利用料にて利用することができる。備品の利用については、貸室の予約申請時に併せて申請するものとし、その利用料は貸室の利用料金と併せて支払うものとする。なお、利用当日に備品の利用を申し出て、事務局がその利用を認めた場合、会員は当法人が指定する決済方法にて別途利用料を支払うものとする。
5. 会員は、3日間を上限に同じスペースを連続して占有利用することができる。ただし、事前に事務局と協議し、事務局が特別に認めた場合に限り上限を超えて占有利用できるものとする。
6. 会員は、貸室の利用時間内に撤収等の全てを完了させたくて退出するものとし、利用時間終了後、事務局へ連絡の上、事務局による原状復旧の確認を受けるものとする。なお、事務局による原状復旧の確認は利用時間に含まない。
7. 貸室においてイベント等を開催する利用者は、事前に告知チラシ（最大A4サイズ、1種類に限る）を事務局に提出することで事務局が指定する場所に当該告知チラシを掲示することができる。提出されたチラシの設置は事務局にて行い、会員は、設置場所、設置・回収の日時及び処分について事務局に指定することができないものとする。
8. 本施設定休日（お盆・年末年始除く）に限り、ラウンジ、ダイニング&キッチンおよびキッズスペースを別紙1記載の別表3の通り占有利用できるものとする。利用を希望する者は、利用希望日の2週間前までにWEBサイト上の利用申込フォームより、必要事項を記載の上、当法人へ申請するものとし、当法人が当該申込を承諾した時点で予約完了となる。1日の最低利用時間は2時間とし、以降1時間単位で利用申込ができる。利用料は、当法人が指定する方法にて支払うものとする。

(ワーク&スタディスペースの利用)

第11条 会員は、ワーク&スタディスペースの利用にあたって、次に定める月額利用、一時利用または一日利用のいずれかを選択することができる。

(1) 月額利用

次条に定める月額の利用料金を支払い、毎月1日から末日まで、事務局に指定された個室ブースの占有利用、またはオープンスペースを利用できる。利用を希望する場合、事務局が指定する方法にて月額利用の申請を行うものとし、申請した日から5営業日以降

3週間以内において利用開始希望日を指定できる。ただし、事務局が別途認めた場合はこの限りではない。また、月額利用を解約する場合、解約希望日の前月末日の2週間前までに事務局に連絡するものとし、連絡のない限り、利用期間は1か月ごとに自動延長するものとする。月の途中での契約、または解約の場合であっても、日割りでの利用料精算は行わない。

(2) 一時利用

専用ウェブサイトより事前に予約し、利用時間に応じて第8条に定める利用料金を支払い、事務局に指定された個室ブースの占有利用、またはオープンスペースを利用することができる。利用時間の延長は、空きがある場合のみ、専用ウェブサイトから申請することで延長することができる。なお、当該申請をせずに延長した場合、会員は、延長分の料金の倍額を当法人が指定する決済方法にて別途支払うものとする。

(3) 一日利用

利用当日に受付窓口にて申込をし、第8条に定める利用料金を支払った上で、オープンスペースを利用することができる。

2. オープンスペースの利用は、月額利用・一時利用・一日利用いずれも先着順とし、個室ブースは月額利用を希望する会員を優先する。
3. オンライン会議、その他会話を伴う利用の場合は、個室ブースのみ利用可能とする。

(私物の管理、残留物)

- 第12条 会員は、個室ブースの月額利用者を除き、本施設を連日利用する場合であっても本施設内に私物を留置してはならず、本施設利用中は常に自己の責任において私物の管理を行うものとする。なお、個室ブースの月額利用者であっても私物の管理は自己の責任で行うものとする。
2. 会員の私物について、紛失、盗難、破損、汚染などの損害が生じた場合でも、当法人は一切の責任を負わないものとする。
 3. 個室ブースの月額利用の利用期間に留置された物を除き、本施設内に留置された会員の私物等残留物は当法人が法律に基づき処理できるものとし、会員はこれに異議申し立てない。

第3章 禁止事項・遵守事項等

(禁止事項)

第13条 本施設においては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 迷惑行為やプライバシーの侵害等、法令又は公序良俗に反するおそれがある利用
- (2) 本規約に基づく本施設の利用権の全部又は一部の第三者への譲渡又は転貸
- (3) 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等を目的とした本施設の利用
- (4) 前号の定めに限らない営業行為や広告等の配布。ただし、事前に事務局より許可を得た場合はこの限りでない。

- (5) 施設内での喫煙、指定された場所以外での火気利用及び発火又は引火性の物品や危険物の持ち込み
- (6) ワーク&スタディスペース、キッズスペース内での飲酒、食事
- (7) アトリエ（会議室）A・Bでの飲酒
- (8) 貸室における申請内容と開催時の内容が大きく異なる内容や条件での利用
- (9) 占有利用において、予約とキャンセルを繰り返し行うこと
- (10) 当法人の許可なく本施設を占有利用すること
- (11) 事前に事務局との協議なく、会員規約に定める会員以外の者に利用させること
- (12) キッチンで調理したものを、店舗、インターネット、フリーマーケット等で販売すること

（遵守事項）

第14条 会員は本施設の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 事故防止など十分に安全に留意すること。
- (2) 本施設内の備品や壁、家具等を汚損又は破損させた場合、速やかに事務局へ報告すること。
- (3) 占有利用時の会員規約第3条に定める一般会員以外の者の利用については、占有利用予約申請者が責任をもって管理すること。
- (4) 利用中に発生したゴミは利用者が持ち帰り、利用後の原状回復と清掃については、利用者が責任を持って実施すること。

（利用の取消し・中止、退去措置）

第15条 会員が前二条に規定する禁止事項及び遵守事項の他、本規約の定めにした場合、事務局は、当該会員の利用申込の取消し・中止及び退去を言い渡すことができるものとする。また、当法人は、これにより当該会員に損害が生じても、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第16条 会員は、本施設内において第14条2号に規定する損害を与えた場合の他、本規約に反し当法人に損害を与えた場合、会員はその損害を全額賠償する。

第4章 容認事項・免責事項等

（情報発信）

第17条 当法人は、必要に応じて、以下の内容につき専用ウェブサイトに掲載するとともに、会員が登録したメールアドレスへ送信することができるものとし、会員はこれを承諾する。

- (1) 本施設の営業状況に関するお知らせ
- (2) 本施設の営業内容の変更

- (3) イベント等の情報
- (4) 当法人または当法人と連携・協力するものの情報
- (5) その他、本施設に関わる各種情報

(保守点検等)

第18条 当法人又は当法人の指定する者は、本施設の管理上必要あるときは、会員が利用する本施設内に立入り点検し、適宜必要な措置を講ずることができるものとする。

- 2. 前項の規定に基づく立入りの際、会員は、これを拒否することができずこれに協力しなければならない。なお、占用使用の貸室内も同様とする。

(セキュリティカメラの設置)

第19条 会員は、当法人が本施設内にセキュリティカメラを設置することを諾するものとする。

- 2. 当法人は、セキュリティカメラで撮影した映像を、本施設内における本規約やプラウドタワー亀戸クロス団地管理規約に違反する行為や犯罪行為の監視・抑止、捜査機関への情報提供、利用状況の確認・分析、災害等有事の状況確認のために使用するものとする。
- 3. セキュリティカメラで撮影した映像はクラウドサーバーに保存され、一定期間経過後に古い映像から順番に削除されるものとする。

(当法人及び管理組合の優先利用)

第20条 会員は、本施設の利用について、当法人が主催又は共催する事業等を予定している場合は、当法人の利用を優先することを承諾する。

- 2. 会員は、プラウドタワー亀戸クロス団地管理組合が、本施設の休業日等会員が本施設を利用しない日に限り、理事会又は管理組合運営に必要な会合等の開催を目的として、本施設占用利用ができることを承諾する。

(免責事項)

第21条 次に掲げる事由により会員が被った損害について、当法人は、その責を負わないものとする。

- (1) 地震、水害、火山の噴火等の天変地異等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当法人の責めに帰すことのできない事由
 - (2) 本施設内で会員が他の会員やその他の第三者の間で生じたトラブル
 - (3) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等
 - (4) 本施設内における、利用者の責めに帰すべき事故
 - (5) 会員が利用に際して発生した音によるトラブル
- 2. 会員は、下記に掲げる事項が発生した場合、本施設の利用を速やかに中止する。この場合、当該中止に伴い発生した損害等について当法人はその責任を負わないものとする。
 - (1) 公益上やむを得ない事由が発生した場合
 - (2) 災害や事故、その他非常事態等の事由が発生した場合

- (3) 施設の修理、改修等の緊急を要する事象が発生した場合
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合

第5章 附則

(協議)

第22条 本施設又は本規約に関して、会員と当法人との間で疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議し、解決することとする。

(規約の追加・変更)

第23条 本規約は、当法人の理事会の承認をもって、改定の承認とする。

2. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当法人の専用ウェブサイトへの掲載等により会員に事前に通知の上、本規約を変更することができるものとする。
3. 会員は、本規約の変更後、本施設を利用した場合、変更後の本規約を承諾したものとみなす。

(施行日)

第24条 本規約は、2022年2月4日を施行日とする。

2022年7月8日 改定

2022年7月31日 改定

2022年11月27日 改定

2023年7月1日 改定

2023年11月11日 改定

条文以上

別表 1

<貸室・ワーク&スタディスペース利用案内>

	施設種別			利用料(税込)	備考
貸室	アトリエ(会議室)A・B	各4人部屋	都度	550円/時	繋げて使う場合は1,100円/時
	ダイニング	16人部屋	都度	1,210円/時	
	ダイニング&キッチン	16人部屋と対面キッチン	都度	1,870円/時	
ワーク&スタディスペース	個室ブース	一時利用	都度	123円/15分 (492円/時)	5ブース
	オープンスペース	一時利用	都度	95円/15分 (382円/時)	10席
	オープンスペース	一日利用	日額	1,500円/日	10席
	オープンスペース	月額利用料	月額	13,200円/時	10席
	個室ブース(1名席)	個室月額利用料	月額	44,000円/月	4ブース
	個室ブース(2名席)	個室月額利用料	月額	55,000円/月	1ブース

消費税額は〔税別単価×数量〕に10%を掛け小数点以下を切り捨てたものとするため、
税込み単価×数量で計算した場合とは異なる場合がある。

別表 2

<施設利用案内>

	利用可能時間	定休日
ラウンジ	9:00-19:00	第1・第3・第5土曜日 お盆・年末年始
ダイニング&キッチン (レンタルスペース)		
アトリエ(会議室)A・B (レンタルスペース)		
ワーク&スタディスペース (レンタルスペース)		
キッズスペース	9:00-19:00 ※(一社)ACTO 亀戸主催の活動や、(一社)ACTO 亀戸が認めた者の活動により、一時利用できない場合があります。	

別表 3

<施設定休日利用案内>

利用可能場所	利用料(税込)	利用時間	利用単位
ラウンジ・ダイニング・キッズスペース	11,000 円/時	9:00-19:00	2 時間以上
ラウンジ・ダイニング&キッチン・キッズスペース	13,200 円/時		延長 1 時間単位

※お盆・年末年始除く

別図

<本施設内スペース区分図>

